



発行 新潟県

号外 1

令和2年7月10日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 条 例

- 34 新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金条例(政策企画課)
- 35 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(ICT推進課)
- 36 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 37 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(医務薬事課)

## 本号で公布された主な条例のあらまし

## ◇新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金条例(新潟県条例第34号)

## 1 基金の設置

新型コロナウイルス感染症の発生を受け、安全及び安心な県民生活の確保に取り組む医療従事者をはじめとする方々の活動を支援するとともに、将来に向けた医療提供体制の充実強化、教育環境の整備等感染症を含む危機に強い県民生活及び事業等の環境整備に要する経費に充てるため、新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金を設置することとしました。

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◇新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第35号)

## 1 個人番号の利用範囲の改正

私立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援制度の創設を踏まえ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき条例で定める個人番号を利用することができる事務に、当該制度に係る修学の支援に関する事務を追加することとしました。(別表第1関係)

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第36号)

## 1 特殊勤務手当の見直し

国家公務員に準じ、新型コロナウイルス感染症対策に係る作業に従事した職員に対して手当を支給するため、防疫等作業手当の特例措置を設けることとしました。(附則第6項及び第7項関係)

## 2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和2年2月1日から適用することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金条例
- (2) 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

---

## 新潟県条例第34号

## 新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金条例

(設置)

**第1条** 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。）の発生を受け、安全及び安心な県民生活の確保に取り組む医療従事者をはじめとする方々の活動を支援するとともに、将来に向けた医療提供体制の充実強化、教育環境の整備等感染症を含む危機に強い県民生活及び事業等の環境整備に要する経費に充てるため、新潟県新型コロナウイルス感染症対策等応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

(繰替運用)

**第4条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(収益金の処理)

**第5条** 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

**第6条** 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すものとする。

(委任)

**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

新潟県条例第35号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
(略)		(略)	
3 知事	(略)	3 知事	(略)
3の2 知事	私立の高等学校の専攻科（学校教育法（昭和22年法律第26号）第58条の2の基準を満たす課程又は国家資格（資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。）を取得しようとする者の養成課程のあるものに限る。）の生徒に対する修学の支援に関する事務であって規則で定めるもの		
(略)		(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 新潟県条例第36号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年新潟県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前						
附 則	附 則						
1～5 (略)	1～5 (略)						
<u>(新型コロナウイルス感染症に対処するための手当の特例)</u>							
6 <u>職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下この項において同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る次に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第14条の規定は適用しない。</u>							
<u>(1) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者（以下この項において「患者等」という。）に接して行う作業又は患者等が使用した物件を処理する作業（次号に掲げる作業を除く。）</u>							
<u>(2) 患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準ずる作業として任命権者が人事委員会と協議して定める作業</u>							
7 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次のとおりとする。</u>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">作 業 の 区 分</th> <th style="text-align: center;">手 当 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前項第1号に掲げる作業</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td>前項第2号に掲げる作業</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	作 業 の 区 分	手 当 の 額	前項第1号に掲げる作業	3,000円	前項第2号に掲げる作業	4,000円	
作 業 の 区 分	手 当 の 額						
前項第1号に掲げる作業	3,000円						
前項第2号に掲げる作業	4,000円						

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。

新潟県条例第37号

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を納めなければならない者	手数料の額	手数料を納めなければならない者	手数料の額
(略)		(略)	
10 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けようとする者に係る同条第7項に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしようとする者に係る同項に規定する調査を受けようとする者 (1)～(10) (略)	(略)	10 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けようとする者に係る同条第6項に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしようとする者に係る同項に規定する調査を受けようとする者 (1)～(10) (略)	(略)
11 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けた者に係る同条第7項に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしている者に係る同項に規定する調査を受けようとする者 (1)～(6) (略)	(略)	11 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第1項の承認を受けた者に係る同条第6項に規定する調査又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造をしている者に係る同項に規定する調査を受けようとする者 (1)～(6) (略)	(略)
12 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第13項に規定する承認事項の変更の承認を受けようとする者 (1)～(5) (略)	(略)	12 医薬品又は医薬部外品に係る法第14条第9項に規定する承認事項の変更の承認を受けようとする者 (1)～(5) (略)	(略)
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和2年9月1日から施行する。